

氏名 (法人にあっては名称)	広島県上下水道部
住所	広島県広島市中区基町10番52号
計画期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	平成 元 年度 ~ 令和 3 年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	下水道処理施設維持管理業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 3631)
事業の概要	市や町への流域下水道事業を行っている。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、上下水道部長を統括者とし、補佐役として職員を企画推進者として配置する。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元~令和3年度 (平均値)	令和4~令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	11,259 t-CO ₂	10,921 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		10,921 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年平均1%の削減を目指す。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
下水道処理施設維持管理業	0.3235	0.3138	3.0 %
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方	下水道処理施設維持管理業は流入水量を指標とする。省エネ法及び広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年平均1%の削減を目指す。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・受電設備、機器更新に伴い高効率機器を導入する。 ・設備機器の定期的なメンテナンスを実施する。 ・故障した照明器具を随時LED器具に交換する。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

該当なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

・施設更新の際には高効率機器を採用し、エネルギー消費効率を向上させる。

5 その他の取組

該当なし

- *7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
- *8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	太田川東部浄化センター
事業所の所在地	広島市南区向洋沖町1-1
事業所の業種	下水道処理施設維持管理業
事業の概要	太田川流域下水道処理施設の運転管理業務

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	11,259 t-CO ₂	10,921 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量		10,921 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年1%の削減を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

設備機器の定期的なメンテナンスを実施。
故障した照明器具を随時LED器具に交換。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

該当なし

2 その他の取組

該当なし